

東 洋 紡 株 式 会 社 定 款

2025年 6 月25日改正

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当会社は、東洋紡株式会社と称し、英文では T O Y O B O C O . , L T D . と表示する。

第 2 条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種の繊維工業品の製造、加工及び販売
2. 合成樹脂及びその成形品並びに各種の化学工業品の製造、加工及び販売
3. 生化学品、医薬品、食品及びその関連商品の製造、加工及び販売並びに輸出入
4. 電子機器、理化学機器、医療用具及びその関連機器の設計、製作及び販売並びに輸出入
5. コンピュータソフトウェア、コンピュータ及び周辺機器の開発及び販売
6. 各種プラント及び機器の設計、製作及び販売並びに各種技術、情報の販売
7. 建築物、建材及び住宅関連商品の設計、製作及び販売
8. 不動産の売買、貸借及び管理
9. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
10. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び金融業
11. 前各号に附帯関連する事業

第 3 条（本店所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2 億株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第12条（総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（総会の議長）

株主総会の議長は、取締役会長がこれに当たる。

取締役会長が欠員又は事故のときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。

第17条（電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の定員）

当会社の取締役は、15名以内とする。

取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員の中から社長1名を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を選定することができる。

第22条（執行役員及び役付執行役員）

取締役会は、その決議によって当会社の業務を執行する執行役員を選任することができる。

取締役会は、前条に定めるもののほか、その決議によって執行役員の中から副社長その他役付執行役員若干名を選定することができる。

第23条（相談役）

当社は、取締役会の決議により、相談役を置くことができる。

第24条（取締役会招集の通知）

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条（社外取締役の責任限定）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第30条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（監査等委員会招集の通知）

監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第35条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第36条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。